

令和8年度 紙と支払報告書の提出は、令和8年2月2日までです。

## 給与支払報告書の提出について

### 1 紙と支払報告書の作成対象者及び提出先

令和7年1月～12月中に給与の支払を受けた従業員の給与支払報告書を作成し、令和8年1月1日現在（令和7年中に退職した者は、退職した日現在）居住する市区町村長あてにそれぞれご提出ください。

※公平・適正な課税の観点から、令和7年中退職者のうち給与支払額が30万円以下である場合も提出にご協力をお願いします。

### 2 提出書類及び提出方法

下記の書類を、上から①→②→③の順に重ねて提出してください。

- ①給与支払報告書（総括表）・普通徴収切替理由書
- ②給与支払報告書（個人別明細書）特別徴収対象者分
- ③給与支払報告書（個人別明細書）普通徴収対象者分

### 3 紙と支払報告書（個人別明細書）の記入について

国税庁ホームページに掲載されている「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

※令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」、「給与所得控除」の見直し及び「特定親族特別控除」の創設が行われております。また、給与支払報告書（個人別明細書）の様式が変更となっております。

#### （記入にあたっての注意事項）

■個人特定の際に必要なため、給与所得者及び被扶養者の個人番号（12桁のマ  
イナンバー）を必ずご記入ください。

■給与所得者の氏名（フリガナ）・1月1日現在の住所・生年月日は個人を特定する重要な情報です。記入漏れや記入誤りがないようお願いします。

■前職等、他の給与支払者からの給与を合算している場合は、摘要欄に前職等の支払者の所在地・名称、退職した年月日、給与等の支払金額、源泉徴収税額、社会保険料額をご記入ください。

～外国人を雇用する事業者の方へ～

## 個人住民税の納税と納税管理人の届出にご協力ください

個人住民税の特別徴収の対象となっている外国人の従業員が、退職・帰国（出国）するときには、住民税の納め忘れがないよう、以下のことご配慮くださいますようよろしくお願いします。（裏面の総務省チラシもご参照ください。）

### ■残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収の実施

可能な限り、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括徴収してください。

### ■納税管理人の選任についてのご案内

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり納税通知書の受領や納付などの手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要がある旨ご説明ください。（地方税法第300条）

#### ◎退職後、出国時期が6月から12月までの方

現年度分の未徴収税額を可能な限り、退職時に支給する給与や退職金から一括徴収していただくようお願いします。

新年度は、個人住民税は課税されません。

※一括徴収できない場合、「納税管理人」の届出が必要

#### ◎退職後、出国時期が1月から5月までの方

現年度分の未徴収税額を、必ず、退職時に支給する給与や退職金から一括徴収してください。（地方税法第321条の5第2項）

新年度の個人住民税は、帰国後も課税されるため、納税者は「納税管理人」の届出が必要となります。納税管理人は出国前に本人から税額を預かっていたなどし、新年度の個人住民税について6月中旬に納税管理人にお送りする納付書で納めていただくことになります。

※納税管理人には、納税義務者のご家族などの個人のほかに、お勤め先などといった事業所を指定することもできます。届出の様式（納税管理人申告書）は、呉市ホームページに掲載しております。



## ～外国人を雇用する事業者の方へ～ 住民税の特別徴収にご協力ください！

### 住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者は、原則として、納稅義務者である従業員に代わって、**毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。**

**外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。**

(※) 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

#### ◆ 特別徴収になると

**従業員の方**…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収(年4回払い)と比べ、1回当たりの納付額の負担が少くなります。また、自分で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

**事業者の方**…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

### 外国人が退職・帰国(出国)するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いします。

なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

#### □ 残りの住民税(特別徴収税額)の一括徴収

本人から申出がある場合は、**退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。**

※ 1~5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

#### □ 納稅管理人の選任

帰国する方で、**日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方(納稅管理人)を定め、市区町村に届け出る必要があります。**

※事業者の方へ この面は、外国人の従業員向け広報ポスターとなっています。  
事業所内に掲出していただくなど、適宜ご活用ください。

## 外国人の方へ 住民税のお知らせ

### 住民税の支払いをお忘れなく！

- 住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば、外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。1月2日以後に日本から出国した場合でも同じです。
- もし、支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。
- 毎月の給料から住民税を差し引かれている人が会社を辞める場合、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらうことができます。
- 日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分で代わって税金の手続きを行う人(納稅管理人)を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

【お問い合わせ先】不明な点がある場合は、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

### Don't forget to pay resident tax!

The resident tax is a tax that must be paid to the local municipal office for foreigners having a domicile within Japan as of January 1, and earned income that is above a certain amount. The same applies if you leave Japan after January 2.

- If the obligatory resident tax payment due is delinquent, the taxpayer may not be able to renew their foreign residency during the period that they are authorized to stay, etc.
- If an employee whose employer deducts resident taxes from their monthly salary leaves the company, the employee can request the employer to deduct all unpaid resident taxes from their salary or retirement allowance and pay the municipality on behalf of the employee.
- A taxpayer who plans to leave Japan must appoint a resident in Japan (tax agent) who will be responsible for handling tax activities on the employee's behalf, and notify the municipality where the employee lives if unable to pay the resident tax before leaving Japan.

【Contact Information】 If you have any questions, please contact your local municipal office.

### 请勿忘缴纳住民税！

- 住民税是指，自1月1日起在日本居住，并拥有一定收入的人员，包括外国人在内，需要向所居住的市区町村缴纳的税金。即使1月2日后从日本离开也同样需缴纳住民税。
- 若需缴纳的住民税没有及时缴纳，可能无法通过在留期限更新等的申请。
- 每月工资中扣除住民税的人员在离职后，未缴纳的住民税将从工资或退休金中扣除，并代向市区町村缴纳。
- 若在离开日本前无法缴纳住民税，需在离开前，从居住在日本的人员中，指定代替自己缴纳税金的纳税管理人，并通知所居住的市区町村。

【咨询窗口】若有不明之处，请咨询所居住的市区町村。

### Đừng quên nộp thuế cư trú !

Thuế cư trú là loại thuế phải nộp cho các thành phố nơi người nước ngoài sinh sống nếu họ có địa chỉ tại Nhật Bản kể từ ngày 1 tháng 1 và nhận được một mức lương nhất định.Trường hợp rời khỏi Nhật Bản từ ngày 2 tháng 1 cũng giống như vậy.

Nếu như bạn chưa thanh toán khoản thuế phải đóng thì có thể sẽ không được cho phép như là khi bạn xin gia hạn thời gian lưu trú.

Nếu một người đã khấu trừ thuế cư trú từ tiền lương hàng tháng của họ rời khỏi công ty, họ có thể yêu cầu công ty khấu trừ tất cả thuế cư trú chưa được trả từ tiền lương và trợ cấp hưu trí của họ và trả cho thành phố.

Nếu bạn không thể trả thuế cư trú trước khi rời Nhật Bản, hãy quyết định một người sẽ chịu trách nhiệm về thủ tục thuế thay cho bạn (người quản lý nộp thuế) trước khi rời Nhật Bản và bạn cần thông báo cho thành phố nơi bạn sống.

【Thông tin liên hệ】 Nếu có điểm nào chưa rõ, hãy liên hệ với thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.